

情報保護監視準備委員会の運営等について

〔平成 25 年 12 月 24 日〕
情報保護監視準備委員会委員長決定

- 1 情報保護監視準備委員会（以下「委員会」という。）の会議は、情報保護監視準備委員会委員長（以下「委員長」という。）が招集し、開催するものとする。
- 2 委員会の議題は、委員長が自ら定めるほか、各構成員からの提案を受けて定めるものとする。
- 3 委員会の会議の議事録及び議事要旨を作成し、議事要旨については、会議終了後、公開する。
- 4 委員会の会議における配布資料の公開については、内容に応じて可否を判断する。